

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年12月19日提出
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣瀬朋由
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂1丁目9番地13号
【事務連絡者氏名】	佐藤恵太郎
【電話番号】	03-3560-5527
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	THE0リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 100万円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

THEOリアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）（以下「ファンド」といいます。）  
当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取り扱いとなります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：100万円を上限とします。  
継続申込期間：5兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。  
継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

### （６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

### （７）【申込期間】

当初申込期間：平成29年1月4日から平成29年2月28日までとします。  
継続申込期間：平成29年3月1日から平成30年4月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## ( 8 ) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

## ( 9 ) 【払込期日】

当初申込期間

- ・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## ( 10 ) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

## ( 11 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

## ( 12 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、世界の実物資産への投資を通じて信託財産の資産価値保全に着目することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

##### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## < 属性区分の定義 >

### 1. 投資対象資産による属性区分

#### (1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

#### (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

#### (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

#### (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

### ファンドの特色

- i 主にTHEOリアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)受益証券への投資を通じて、主として世界の投資信託証券(ETF)に投資することにより、実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを旨とします。
- ii 投資信託証券(ETF)への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- iii 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- iv 運用はファミリーファンド方式で行います。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。





## 主な投資制限

- ・投資信託証券(ETF)への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

## 分配方針

毎年1月31日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

### 信託金限度額

- ・3兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

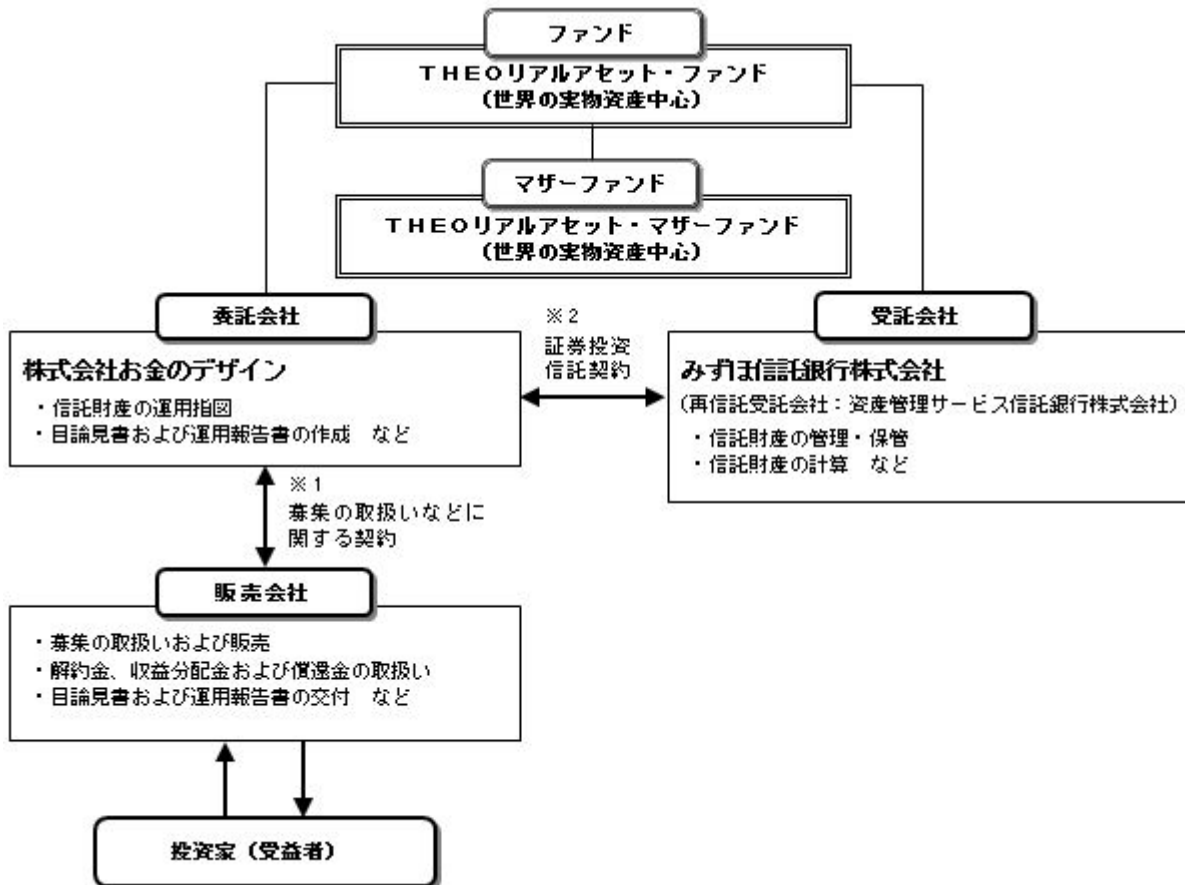
## (2) 【ファンドの沿革】

平成29年3月1日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

## 委託会社の概況（平成28年11月末現在）

## 1) 資本金

635,431,762円

## 2) 沿革

平成25年8月 : 会社設立

平成26年9月 : 金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録（関東財務局長（金商）第2796号）

平成27年12月 : 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）の登録

平成28年11月 : 投資運用業における投資信託委託業務の追加

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
谷家 衛	Kowloon, HongKong	普通株式 159,985株	32.6%
UTEC3号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号 東京大学 産学連携プラザ4F	A種優先株式 57,571株 B種優先株式 15,367株	14.9%
廣瀬 朋由	東京都豊島区	普通株式 33,500株	6.8%

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

主にTHEOリアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として世界の投資信託証券(ETF)に投資することにより、実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを目指します。

投資信託証券(ETF)への投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

## (2)【投資対象】

<THEOリアルアセット・ファンド(世界の実物資産中心)>

THEOリアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)受益証券を主要な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ)有価証券

ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りま。

ハ)金銭債権

ニ)約束手形

2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ)デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利

ロ)為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「THEOリアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1)株券または新株引受権証書

2)国債証券

3)地方債証券

4)特別の法律により法人の発行する債券

5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6)特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10)コマーシャル・ペーパー

11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの

13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14)投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れの指図、有価証券の空売りの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れを行うことができます。

#### < THE0リアルアセット・マザーファンド（世界の实物資産中心） >

世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF）を主要な投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
  - ハ) 約束手形
  - ニ) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として世界の株式市場に上場されている投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものならびに14) の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れの指図、有価証券の空売りの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。

#### 投資対象とするマザーファンドの概要

<THE0リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、世界の実物資産への投資を通じて信託財産の資産価値保全に着目することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主な投資対象	世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF）を主要な投資対象とします。
投資方針	主として世界の投資信託証券（ETF）に投資することにより、リスクの低減を図りつつ、世界の実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを目指します。 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.15%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	株式会社お金のデザイン
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

（参考）投資対象とするマザーファンドの組入候補銘柄（ETF）の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2016年9月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や組入候補銘柄（ETF）が変更されることがあります。また、すべての組入候補銘柄（ETF）に投資するとは限りません。

< iシェアーズ 米国不動産 ETF >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	米国の不動産セクターの株式で構成される指数と同等の投資成果をあげること。
主な投資対象	対象指数：ダウ・ジョーンズ米国不動産指数
投資方針	米国の不動産会社および不動産に直接投資し株式のように取引可能な不動産投資信託（REIT）に投資します。 米国の不動産会社の株式および不動産投資信託（REIT）に的を絞った投資ができます。 分散投資、インカム獲得の追及、特定セクターへの投資手段として活用できます。
主な投資制限	原則として最低でも90%を指数構成銘柄株式、または預託証券に投資します。
収益分配	四半期
ファンドに係る費用	
信託報酬	運用会社は、当該ETFの費用の実質的全部（利息および租税、仲介手数料、販売報酬・費用および特別費用を除く）を負担します。運用会社は、運用報酬として、当該ETFの属する一定のファンドグループの純資産総額の日々平均残高の合計額に対して以下の料率に従って計算される運用報酬の合計額のうち、当該ETFに係る割当額を受領します。 ファンドグループの純資産総額の合計額 左記の残高レンジに適用される運用報酬率（年率） 100億ドル以下 0.4800% 100億ドル超 200億ドル以下 0.4300% 200億ドル超 300億ドル以下 0.3800% 300億ドル超 400億ドル以下 0.3400% 400億ドル超 500億ドル以下 0.3300% 500億ドル超 0.3100%
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2000年6月12日設定）
決算日	毎年3月末日

## &lt;SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF&gt;（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ダウ・ジョーンズ・グローバル（除く米国）セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数のトータル・リターン・パフォーマンスに、経費控除前で、おおむね連動する投資成果を目指します。
主な投資対象	ダウ・ジョーンズ・グローバル（除く米国）セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数の構成銘柄、あるいは構成銘柄の米国預託証券（ADR）ないしグローバル預託証券（GDR）を主要投資対象とします。（対象指数の構成銘柄以外にも投資することがあります。）
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象指数のパフォーマンスに連動することを目指し、抽出法（必ずしも対象指数の構成銘柄全てを保有しない）による投資を行います。</li> <li>投資ポートフォリオが対象指数と同等のリスク・リターン特性となるように投資を行います。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般に、総資産の80%以上を主要投資対象に投資します。</li> <li>対象指数の構成銘柄以外の株式等、現金等、その他マネーマーケット商品へ投資することもあります。</li> </ul>
収益分配	一般に、インカムゲインに関して四半期毎、キャピタルゲインに関しては少なくとも毎年1回の分配を行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.59%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	エスエスジーイー・ファンズ・マネージメント・インク
信託期間	無期限（2006年12月15日設定）
決算日	毎年9月末日

## &lt;iシェアーズ ゴールド・トラスト&gt;（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	受益証券の価格が、当該時点で当該トラストが保有する金の価格から当該トラストの費用および負債を控除した値をいつでも反映させること
主な投資対象	金
投資方針	金地金価格の日々の値動きを追従する投資を行います。金現物へ手軽に、コスト効率よく投資できます。分散投資およびインフレの影響を回避するために活用できます。
主な投資制限	同ファンドは実物金資産への投資とまったく同じではありませんが、投資家に実物金市場と同レベルのエクスポージャーを提供する代替手段となります。
収益分配	分配実績はありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	管理会社は、受託者報酬、保管銀行報酬、NYSEアーカの上場手数料、米国証券取引委員会登録費用、印刷・郵送費用、監査費用および年額10万米ドルまでの弁護士費用を負担します。管理会社は、管理報酬として、当該トラストの日々平均残高の合計額に対して年率0.25%にて計算される金額を受領します。
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー
信託期間	無期限（2005年1月21日設定）
決算日	毎年12月末日



## &lt;SPDR ゴールド・シェア&gt;（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	経費控除前で、金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目指します。（金の価値は、金の国際価格（原則としてLBMA*午後金価格）を基準にして決定します。）
主な投資対象	金
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>金の預託と引き換えに、信託資産の割合的な未分割の受益権を発行し、受益権の解約に関して金を分配します。</li> <li>当信託においては、投資主体のような運営管理はなされません。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託資産は、特定金地金および計上された金の未収入金ならびに適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されます。</li> <li>当信託はいかなるデリバティブ商品も保有しません。</li> </ul>
収益分配	原則として分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.4%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービシズ・エルエルシー
信託期間	無期限（2004年11月18日設定）
決算日	毎年9月末日

\* ロンドン貴金属市場協会

## &lt;パワーシェアーズ・グローバル・ウォーター・ポートフォリオ&gt;（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	Nasdaq OMX* US グローバル・ウォーター・インデックスの価格と利回りに連動する投資成果を目指す。同指数は、飲料水、水処理、世界の水消費関連サービスに注力するグローバル企業の動きを追う調整済均等加重指数。
主な投資対象	Nasdaq OMX US グローバル・ウォーター・インデックス
投資方針	投資の大部分はADR（米国預託証券）、GDR（海外株式預託証券）ではなく対象指数を構成する株で保有します。
主な投資制限	通常純資産の少なくとも90%を指数構成銘柄に投資する。
収益分配	原則として四半期毎（配当）。原則として年1回（キャピタルゲイン）。
ファンドに係る費用	
信託報酬	0.82%
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネージメント・エルエルシー
信託期間	無期限（2007年6月13日設定）
決算日	毎年10月末日

\* ナスダック・オーエムエックス・グループ

## &lt;iシェアーズ グローバル・インフラ ETF&gt; (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	S&P*グローバル・インフラストラクチャー株指数に連動する投資成果を目指す。
主な投資対象	S&Pグローバル・インフラストラクチャー株指数
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー、工業、公益事業の大型株を保有。</li> <li>・北米、西欧、アジア太平洋の3地域に最大の比重を置く。</li> <li>・時価総額加重平均を用いて保有銘柄のウエートを算定。</li> </ul>
主な投資制限	同ファンドは採用指数の全銘柄を保有しないことがあります。
収益分配	年2回
ファンドに係る費用	
信託報酬	0.47%
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2007年12月12日設定)
決算日	毎年3月末日

\* スタンダード・アンド・プアーズ社

## &lt;iシェアーズ 米国物価連動国債 ETF&gt; (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針											
基本方針	パークレイズ・米国TIPSインデックス(シリーズL)の価格及び利回りの実績に概ね対応する投資成果(手数料及び経費控除前)をあげること										
主な投資対象	米国物価連動国債(TIPS)										
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府が発行する、額面がインフレにより上昇する米国物価連動国債(TIPS)に投資します。</li> <li>・1つのファンドにより米国の物価連動国債(TIPS)に投資できます。</li> <li>・中期的なインフレによる影響を避けることを目指します。</li> </ul>										
主な投資制限	同ファンドは採用指数に入っている全ての銘柄を保有しないことがあります。										
収益分配	最低年1回以上										
ファンドに係る費用											
信託報酬	<p>運用会社は、当該ETFの費用の実質的全部(利息および租税、仲介手数料、販売報酬・費用および特別費用を除く)を負担します。運用会社は、運用報酬として、当該ETFの属する一定のファンドグループの純資産総額の日々平均残高の合計額に対して以下の料率に従って計算される運用報酬の合計額のうち、当該ETFに係る割当額を受領します。</p> <p>ファンドグループの純資産総額の合計額 左記の残高レンジに適用される運用報酬率(年率)</p> <table> <tr> <td>1,210億ドル以下</td> <td>0.2000%</td> </tr> <tr> <td>1,210億ドル超 1,810億ドル以下</td> <td>0.1900%</td> </tr> <tr> <td>1,810億ドル超 2,310億ドル以下</td> <td>0.1805%</td> </tr> <tr> <td>2,310億ドル超 2,810億ドル以下</td> <td>0.1715%</td> </tr> <tr> <td>2,810億ドル超</td> <td>0.1630%</td> </tr> </table>	1,210億ドル以下	0.2000%	1,210億ドル超 1,810億ドル以下	0.1900%	1,810億ドル超 2,310億ドル以下	0.1805%	2,310億ドル超 2,810億ドル以下	0.1715%	2,810億ドル超	0.1630%
1,210億ドル以下	0.2000%										
1,210億ドル超 1,810億ドル以下	0.1900%										
1,810億ドル超 2,310億ドル以下	0.1805%										
2,310億ドル超 2,810億ドル以下	0.1715%										
2,810億ドル超	0.1630%										
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。										
信託財産留保額	ありません。										
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。										
その他											
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ										
信託期間	無期限(2003年12月4日設定)										
決算日	毎年10月末日										

## &lt;バンガード・米国短期インフレ連動債ETF&gt;（米国籍ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	5年未満の満期を有する米国財務省のインフレ連動型公的債務の投資収益を計測するベンチマーク・インデックスのパフォーマンスへ的一致を目指して運用を行います。
主な投資対象	パークレイズ米国TIPS（0-5年）インデックス（シリーズL）
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として残存期間5年未満の米国債インフレ連動債を投資対象とします。</li> <li>・物価上昇からの保護、および短期米国債インフレ連動債に見合ったインカム・ゲインを目指します。</li> <li>・物価変動に応じて元本と利子が調整されます。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 借入れ ファンドは、米国1940年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有する米国証券取引委員会（SEC）もしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、借入れを行うことができます。</li> <li>( ) コモディティ ファンドは、米国1940年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有するSECもしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、コモディティ*への投資を行うことができます。</li> <li>( ) 分散 ファンドの総資産の75%について、ファンドは、いずれか単一発行体の発行済議決権付証券の10%以上を購入すること、結果的にファンドの総資産の5%以上が当該発行体の証券に投資されることとなるような場合に、当該発行体の証券を購入することはできません。本制限は、米国政府またはその機関もしくは下部組織の債務には適用されません。</li> <li>( ) 同一業種への集中投資 ファンドは、目標とするインデックスの構成に近似させるために必要な場合を除いて、主要な事業活動が同一業種の発行者の証券に投資を集中させてはなりません。</li> <li>( ) 貸付け ファンドは、米国1940年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有するSECもしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、他の者への貸付けを行うことができます。</li> <li>( ) 不動産 ファンドは、証券その他の金融商品を保有する結果として取得される場合を除き、不動産に直接投資することはできません。この制限は、ファンドが（1）不動産への投資、取引もしくは別の方法で不動産取引に携わる会社が発行する、または（2）不動産もしくは不動産の持分により裏付けられもしくは担保される、証券その他の金融商品に投資することを妨げません。</li> <li>( ) 優先証券 ファンドは、米国1940年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有するSECもしくは他の規制当局により許可されている場合を除き、優先証券を発行することはできません。</li> <li>( ) 引受け ポートフォリオ証券の売買に関連し、ファンドが米国1933年証券法上の意味における引受会社とみなされる場合を除き、ファンドは他の発行者の証券の引受会社としての業務を行うことはできません。</li> </ul>
収益分配	<p>ファンドは、受益者に対して、純インカム所得（利息から費用を控除した額）および保有する資産の売却によって実現した短期または長期の純キャピタル・ゲインの実質的全額を分配します。ファンドは、時に、キャピタルリターン（元本の払戻し）として取り扱われる分配を行うこともあります。ファンドは3月、6月、9月および12月の四半期ごとにインカム分配を宣言し支払うことができます。また、ファンドは、その他の時期に追加的な分配を年度の一定時点で行うことがあります。しかしながら、ファンドのインフレ連動債ポートフォリオに適用される税制上の優遇措置は、ファンドの過剰なインカム分配や年間のキャピタルリターン支払いリスクを高めず、過剰分配リスクを最小限にするために、ファンドは分配支払の回数を年4回より減らすことを決定することがあり、数年のうちにインカム分配が支払われなくなることがあります。キャピタル・ゲインの分配がある場合は、通常12月に行われます。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	0.08%
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	バンガード
信託期間	無期限（2012年10月12日設定）
決算日	毎年9月末日

\* エネルギー、貴金属、農産物等

## &lt;iシェアーズ シルバー・トラスト&gt;（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	受益証券の価格が、当該時点で当該トラストが保有する銀の価格から当該トラストの費用および負債を控除した値をいつでも反映させること
主な投資対象	銀
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀地金価格の日々の値動きを追従する投資を行います。</li> <li>・銀現物へ手軽に、コスト効率よく投資できます。</li> <li>・分散投資およびインフレの影響を回避するために活用できます。</li> </ul>
主な投資制限	同ファンドは実物銀資産への投資とまったく同じではありませんが、実物銀市場と同レベルのエクスポージャーを提供する代替手段です。
収益分配	分配実績はありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	管理会社は、受託者報酬、保管銀行報酬、NYSEアーカの上場手数料、米国証券取引委員会登録費用、印刷・郵送費用、監査費用および年額10万米ドルまでの弁護士費用を負担します。管理会社は、管理報酬として、当該トラストの日々平均残高の合計額に対して年率0.50%にて計算される金額を受領します。
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー
信託期間	無期限（2006年4月21日設定）
決算日	毎年12月末日

## &lt;パワーシェアーズ DB アグリカルチャー・ファンド&gt;（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	DBIQ*分散型農業指数超過リターンの反映を目指す。
主な投資対象	DBIQ分散型農業指数超過リターン
投資方針	対象指数を構成する市場で取引される商品先物に投資する。
主な投資制限	通常純資産の少なくとも90%を指数構成銘柄に投資する。
収益分配	原則として年1回。
ファンドに係る費用	
信託報酬	1.01%
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネージメント・エルエルシー
信託期間	無期限（2007年1月5日設定）
決算日	毎年10月末日

\*ドイチェ・バンク・インデックス・クウォント・グループ

## &lt;パワーシェアーズ DB コモディティ・インデックス・トラッキング・ファンド&gt; (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	DBIQオプティマム・イールド分散型コモディティ・インデックス・アクセスの反映を目指す。
主な投資対象	DBIQオプティマム・イールド分散型コモディティ・インデックス・アクセス
投資方針	軽質原油、軽質スイート原油、ヒーティングオイル、アルミニウム、金、とうもろこし、小麦などの商品に投資する。
主な投資制限	マージン・現金管理のために米国債や短期金融資産投資信託を保有することがある。
収益分配	配当予定はありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	0.89%
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネージメント・エルエルシー
信託期間	無期限(2006年3月6日設定)
決算日	毎年12月末日

## &lt;iシェアーズ S&amp;P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト&gt; (米国籍米ドル建外国投資信託)

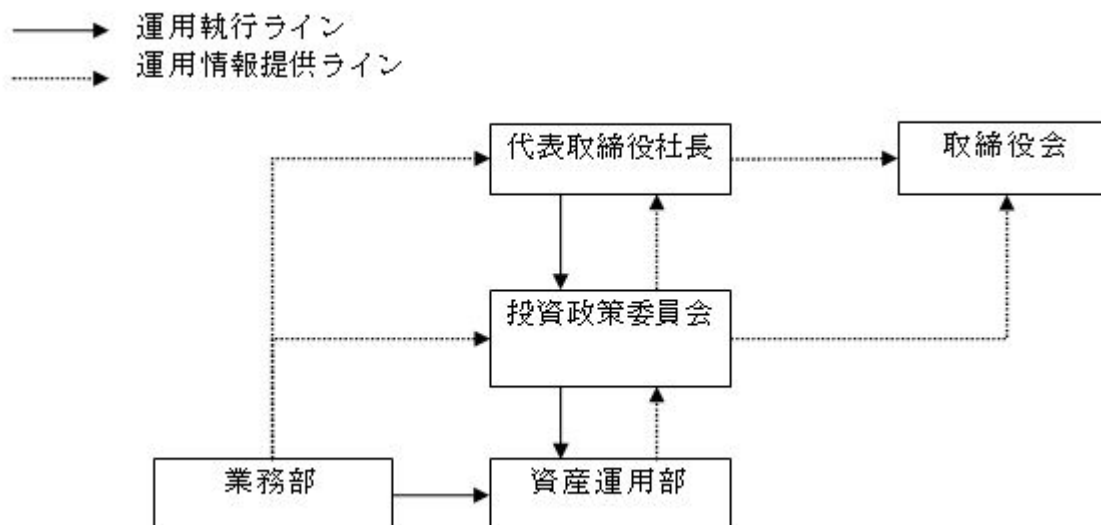
運用の基本方針	
基本方針	S&P GSCI™ *トータル・リターン指数の実績に概ね対応する投資成果(当該トラストの費用及び債務控除前)をあげることに
主な投資対象	S&P GSCI™ トータル・リターン指数
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品(コモディティ)への幅広いエクスポージャーを提供します。</li> <li>エネルギー、工業用・希少金属、農業、畜産市場へ手軽にアクセスできます。</li> <li>分散投資および商品市場への投資手段として活用できます。</li> </ul>
主な投資制限	同トラストはS&P GSCI™ Excess Return 指数先物と担保である現金、米国債で構成されています。
収益分配	分配実績はありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	スポンサーは、受託者、デラウェア受託者、事務代行者および手続代行者の報酬、NYSEアーカの上場手数料、印刷・郵送費用、監査費用、税務申告費用、ライセンス料および年額10万米ドルまでの弁護士費用を負担します。スポンサーに対しての報酬として、純資産総額の日々平均残高に対して年率0.75%にて計算される金額を受領します。
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	i シェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサーLLC
信託期間	無期限(2006年7月10日設定)
決算日	毎年12月末日

\* ゴールドマン・サックス・コモディティ・インデックス

## &lt;i&gt;シェアーズ グローバル・ティンバー&amp;フォレストリー ETF&lt;/i&gt;（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	木材および林業事業、または、それに関連したグローバル株式で構成される指数と同等の投資成果をあげること。
主な投資対象	S&Pグローバル・ティンバー&フォレストリー指数
投資方針	サンプリング・インデックス戦略でファンドの運用を行います。
主な投資制限	同ファンドは採用された指数に入っている全ての銘柄を保有しないことがあります。
収益分配	年2回
ファンドに係る費用	
信託報酬	運用会社は、当該ETFの費用の実質の全部（利息および租税、仲介手数料、販売報酬・費用および特別費用を除く）を負担します。運用会社は、運用報酬として、当ETFの属する一定のファンドグループの純資産総額の日々平均残高の合計額に対して以下の料率に従って計算される運用報酬の合計額のうち、当該ETFに係る割当額を受領します。 ファンドグループの純資産総額の合計額 左記の残高レンジに適用される運用報酬率（年率） 100億ドル以下 0.48% 100億ドル超 200億ドル以下 0.43% 200億ドル超 0.38%
申込手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2008年6月24日設定）
決算日	毎年3月末日

## （3）【運用体制】



「投資政策委員会規程」に基づき、代表取締役社長、常勤取締役、営業部長、コンプライアンス部長、資産運用部長、業務部長によって構成される投資政策委員会を設置する。

同委員会は、顧客ポートフォリオの基本方針の決定、運用状況の把握および運用成果の分析を行う機関である。また、投資家に対する忠実義務を果たすべく運用の適正性および業務の健全性・適正性を確保することを目的とする。

資産運用部は、投資政策委員会の決定した運用方針に基づき、運用を実行する。また、運用の実行に必要なマクロ・ミクロの調査分析を行う。さらに、運用状況・結果につき投資政策委員会に報告する。

業務部は、投資信託財産の日々の基準価額の算出を行い、その内容を資産運用部及び投資政策委員会に報告する。

## &lt;組入れ銘柄の選定基準&gt;

基本的には、以下の点を検討し、投資対象として上場投資信託（ETF）を厳選する。

- 国内外証券取引所に上場していること
- 流動性が高いこと
- 運用経費の低いこと

## &lt;運用業務・責任内容&gt;

代表取締役社長

- ・当社の運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
- ・運用・調査の人材確保と教育体制の確立

投資政策委員会

- ・資産運用の基本方針ならびにアセットアロケーションの検討・決定
- ・運用成果の分析
- ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理

資産運用部

- ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
- ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
- ・顧客のリスク許容度とポートフォリオリスクとの対応関係のモニタリング
- ・投資成果とガイドラインに準じた運用への責任を負い、その結果を投資政策委員会や必要に応じて投資家に報告すること

業務部

- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出を行い、その保有資産の内容を運用担当者および投資政策委員会に報告すること
- ・投資信託財産毎の日々の保有資産の内容と、予め顧客と同意した、もしくは投資信託の目論見書に記載した運用ガイドラインとの間の差異を監視し、乖離が生じた場合には、その状況を投資政策委員会に報告すること

上記体制は平成28年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年1月31日。決算日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

## (5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

<THEOリアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）>

- 1) 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

## 4) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 5) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## 6) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

## 7) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。



ニ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 8)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ)委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

ホ)8)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ)8)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下8)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下8)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 9)有価証券の貸付の指図および範囲

イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ)イ)1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 10)有価証券の借入れの指図および範囲

イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ)イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

八) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ) の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

11) 有価証券の空売りの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または10) の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

八) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約取引の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

14) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

八) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

二) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

15) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心） >

- 1) 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

## 4) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 5) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## 6) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

## 7) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 8) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

ホ) 8)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ) 8)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下8)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下8)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 9) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ) イ) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 10) 有価証券の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

11) 有価証券の空売りの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または10) の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約取引の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

14) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### （1）ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の实物資産を実質的な投資対象とするETFへの投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### 価格変動リスク

当ファンドでは実質的にETFに投資します。ETFの価格は一般に大きく変動します。有価証券等の市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動による当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

##### 為替リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

##### 信用リスク

当ファンドが実質的に投資するETFに組入れられている有価証券等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、ETFの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

##### 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却又は取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### < 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

#### < その他の留意事項 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、資金流入から組入ETFの売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取り扱いとなります。

## (2) リスク管理体制

投資政策委員会で投資リスク管理を行います。  
具体的業務としては資産運用部が以下を管轄します。

### 投資リスク管理

- 1) ポートフォリオのモニタリング
- 2) 運用プロセスのチェック

### コンプライアンス管理

- 1) 運用経過・結果の把握
- 2) 組入状況等のチェック
- 3) 取引執行能力、法令遵守状況の把握
- 4) 信用リスクおよび取引コスト等のチェック

なお、上記資産運用部による管理に対する牽制として、コンプライアンス部はモニタリングを実施し、適切性および健全性をチェックします。

コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断される事実等発覚した場合は、速やかに投資政策委員会の開催を促します。

投資政策委員会では状況に応じて、必要なアドバイス、注意喚起、または警告を行います。

上記体制は平成28年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	0.5	△ 12.3	△ 17.4
平均値	—	15.0	17.8	5.3	3.0	9.6	4.9

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2011年10月から2016年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.432%（税抜0.400%）の率を乗じて得た額とします。

この他に、実質的に投資対象とする上場投資信託証券には運用等に係る費用がかかりますが、ポートフォリオの運用目的に従い、銘柄入替も行うことから、事前に料率、上限額等を表示することができません。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
30億円以下の部分	0.400%	0.325%	0.050%	0.025%
30億円超 50億円以下の部分		0.330%		0.020%
50億円超の部分		0.335%		0.015%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

## (4)【その他の手数料等】

売買手数料

組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料

信託事務費用

信託事務の諸費用

保管費用

外国での資産の保管等に要する諸費用

監査費用

- 1) 監査法人等に支払うファンド監査にかかる費用 等

- 2) 監査費用は毎日計上され、毎決算期末または信託終了のとき、その他の費用・手数料はその都度ファンドから支払われます。

これらの費用<sup>\*</sup>は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

<sup>\*</sup>当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することが出来ません。

委託者は、当該費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

##### 確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

##### 確定拠出年金でない場合

###### 個人受益者の場合

###### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

###### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

<sup>\*</sup>解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。なお、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 法人受益者の場合

###### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

## 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本

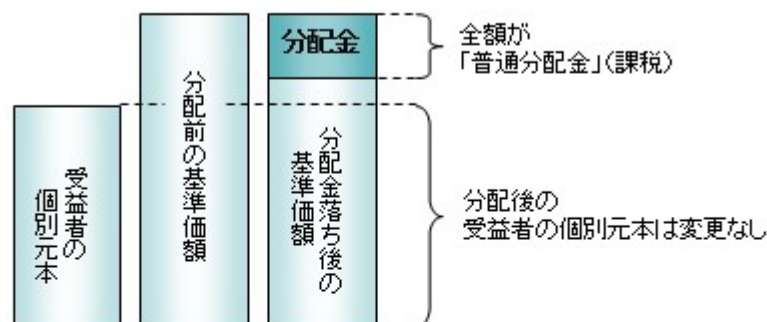
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

## 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

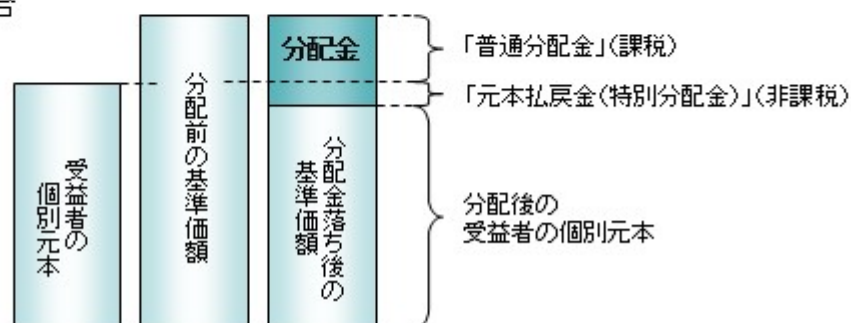
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

## イ) の場合



## ロ)、ハ) の場合



上記は平成28年11月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

ファンドの運用は、平成29年3月1日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### 【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

## 運用実績

平成28年12月19日現在

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、当該規定に従うものとします。

#### （2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### （3）取扱時間

当初申込期間

当初申込期間の最終日（平成29年2月28日）の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当初申込期間の受付分とします。

継続申込期間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### （4）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （5）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### （6）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

<委託会社の照会先>

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

#### （7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### （8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### （1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### （2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### （3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

#### （6）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関でない場合、解約価額から所得税および地方税が差し引かれます。

税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### （7）解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

#### （8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

#### （9）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

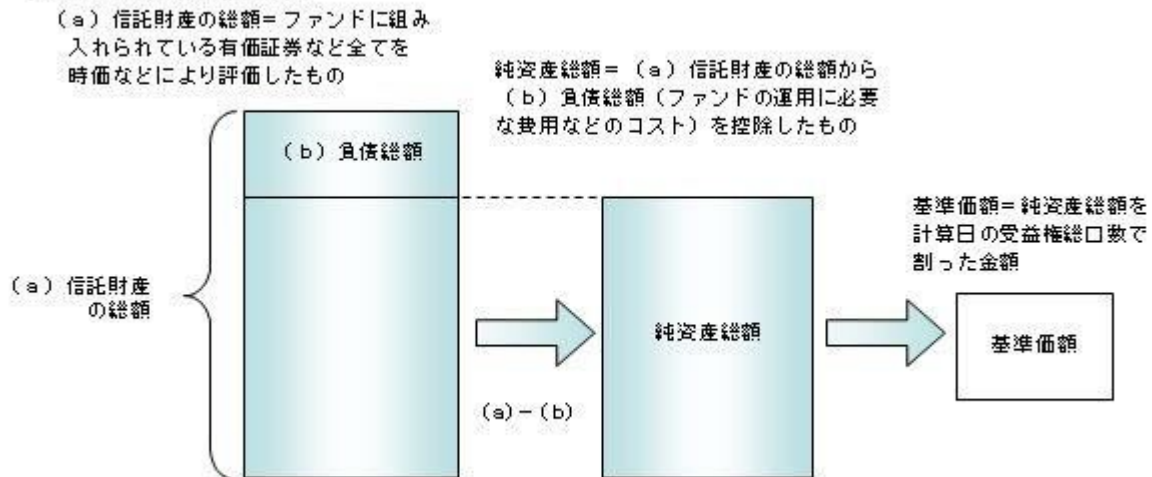
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

##### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### <委託会社の照会先>

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします（平成29年3月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。



**（４）【計算期間】**

毎年2月1日から翌年1月31日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は平成29年3月1日から平成30年1月31日までとします。

**（５）【その他】**

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

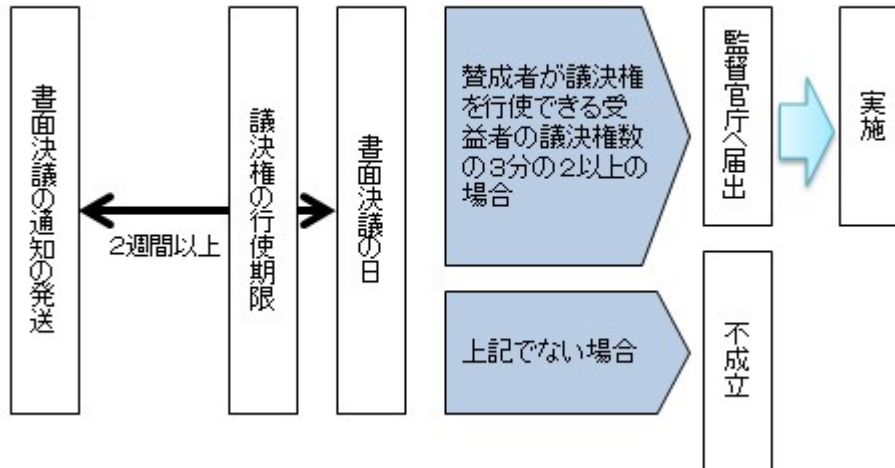
2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.money-design.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.money-design.com/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、平成29年3月1日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

平成28年11月末現在	資本金	635,431,762円
		普通株式1,000,000株
	発行可能株式総数	A種優先株式100,000株
		B種優先株式200,000株
		C種優先株式100,000株
		普通株式201,500株
	発行済株式総数	A種優先株式75,125株
		B種優先株式154,691株
		C種優先株式58,813株

###### 過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成26年5月30日	175,002,000円（55,000,000円）
平成26年7月17日	185,492,125円（175,002,000円）
平成26年7月31日	87,988,645円（185,492,125円）
平成27年11月5日	117,987,271円（87,988,645円）
平成27年11月6日	192,993,598円（117,987,271円）
平成27年11月10日	318,005,770円（192,993,598円）
平成27年12月4日	393,007,216円（318,005,770円）
平成27年12月8日	608,025,028円（393,007,216円）
平成27年12月9日	708,026,956円（608,025,028円）
平成27年12月10日	758,027,920円（708,026,956円）
平成27年12月11日	833,034,247円（758,027,920円）
平成27年12月14日	843,035,416円（833,034,247円）
平成28年2月15日	90,000,000円（843,035,416円）
平成28年8月5日	203,485,938円（90,000,000円）
平成28年9月16日	493,465,370円（203,485,938円）
平成28年11月15日	635,431,762円（493,465,370円）

###### (2) 会社の意思決定機構（平成28年11月末現在）

###### ・株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。また、通常の株主総会に加えて、議案により、種類株主総会（普通株主総会、A種株主総会及びB種・C種共同株主総会）においても決議が必要とされる場合があります。

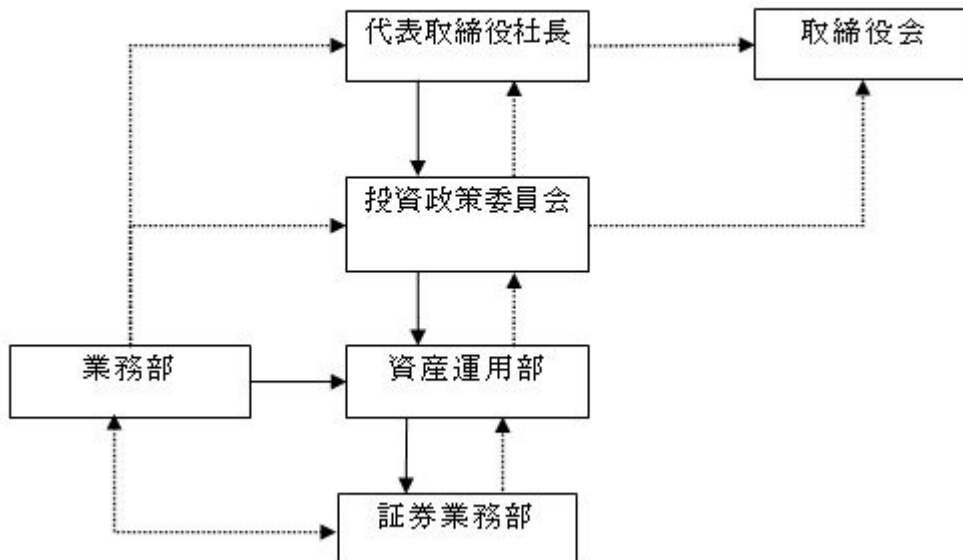
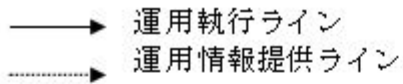
###### ・取締役会

当社業務執行の最高機関としての取締役会は、3名以上9名以内の株主総会において選出された取締役で構成されます。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とします。

## (3) 運用の意思決定プロセス（平成28年9月末現在）

運用の意思決定プロセスは以下のとおりです。



## &lt; 運用業務・責任内容 &gt;

## 代表取締役社長

- ・ 当社の運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
- ・ 運用・調査の人材確保と教育体制の確立

## 投資政策委員会

- ・ 資産運用の基本方針ならびにアセットアロケーションの検討・決定
- ・ 運用成果の分析
- ・ 投資リスク管理および法令遵守状況の管理

## 資産運用部

- ・ 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセットアロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
- ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
- ・ 顧客のリスク許容度とポートフォリオリスクとの対応関係のモニタリング
- ・ 投資成果とガイドラインに準じた運用への責任を負い、その結果を投資政策委員会や必要に応じて投資家に報告すること

## 業務部

- ・ 投資一任契約に基づく顧客口座毎の日々の保有明細・純資産価額および投資信託財産毎の日々の基準価額の算出を行い、その保有資産の内容を運用担当者および投資政策委員会に報告すること
- ・ 投資一任契約に基づく顧客口座毎および投資信託財産毎の日々の保有資産の内容と、予め顧客と同意した、もしくは投資信託の目論見書に記載した運用ガイドラインとの間の差異を監視し、乖離が生じた場合には、その状況を投資政策委員会に報告すること

## &lt; 証券業務・責任内容 &gt;

## 証券業務部

- ・当社が顧客より預かる資産を当社資産と明確に分別して管理を行うとともにその管理状況を定期的に、または必要に応じて、業務部および資産運用部に報告する。
- ・顧客口座に管理されている顧客資産を資産運用部からの運用指示に従い、取引を海外ブローカーに取次ぎ執行し、その取引や残高の報告を法令に従い顧客に交付する。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行なっています。

- ・投資助言・代理業
- ・第一種金融商品取引業（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に関する業務および有価証券等管理業務）

平成28年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託はございません。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	0	0



### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 当社は、平成28年3月10日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を7月31日から3月31日に変更いたしました。したがって、第3期は平成27年8月1日から平成28年3月31日までの8カ月間となっております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（平成26年8月1日から平成27年7月31日）及び第3期事業年度（平成27年8月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	第 2 期 (平成27年 7月31日)	第 3 期 (平成28年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	125,184	997,352
預け金	3,601	69,975
預託金	-	200,010
貯蔵品	-	2,458
前渡金	14,314	-
立替金	138	25,499
未収消費税等	4,195	23,667
前払費用	5,203	37,195
その他流動資産	6	204
流動資産計	152,644	1,356,363
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	4,104	4,104
器具・備品	344	5,402
減価償却累計額	811	2,840
有形固定資産計	3,637	6,666
無形固定資産		
ソフトウェア	3,745	33,967
無形固定資産計	3,745	33,967
投資その他の資産		
投資有価証券	16,282	14,390
敷金	7,688	25,999
長期差入保証金	-	4,000
長期前払費用	15,416	87,889
投資その他の資産合計	39,386	132,279
固定資産計	46,769	172,913
資産合計	199,413	1,529,277

	第2期 (平成27年7月31日)	第3期 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	1,192	101,296
前受金	-	1,913
前受収益	108	108
未払金	8,982	76,249
未払費用	1,006	2,899
未払法人税等	288	632
流動負債計	11,577	183,099
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	107	-
固定負債計	107	-
負債合計	11,684	183,099
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	87,988	90,000
資本剰余金		
資本準備金	245,045	1,752,973
資本剰余金合計	245,045	1,752,973
利益剰余金		
繰越利益剰余金	145,510	495,198
利益剰余金合計	145,510	495,198
株主資本合計	187,523	1,347,774
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	205	1,596
評価・換算差額等合計	205	1,596
純資産合計	187,729	1,346,177
負債純資産合計	199,413	1,529,277

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	第 2 期 ( 自 平成26年 8 月1日 至 平成27年 7 月31日 )	第 3 期 ( 自 平成27年 8 月1日 至 平成28年 3 月31日 )
営業収益		
運用受託報酬	3,334	7,888
営業収益計	3,334	7,888
営業費用		
支払手数料	2,096	1,625
広告宣伝費	17,286	82,344
調査費	14,659	54,815
営業雑経費	2,629	3,610
通信費	662	2,020
協会費	1,967	671
諸会費	-	918
営業費用計	36,671	142,396
一般管理費		
給料	51,092	91,391
役員報酬	11,176	6,746
給料手当	39,916	84,645
交際費	714	923
寄付金	-	1,670
旅費交通費	4,363	4,193
租税公課	2,145	7,786
不動産賃借料	12,805	9,636
固定資産減価償却費	628	2,029
業務委託費	10,005	60,289
消耗品費	1,919	4,057
法定福利費	8,251	12,868
福利厚生費	341	642
採用教育費	806	17,640
諸経費	1,573	2,332
一般管理費計	94,648	215,461
営業損失 ( )	127,985	349,968
営業外収益		
受取利息	39	101
有価証券売却益	969	18
協賛金収入	1,781	-
受取賃貸料	1,203	802
雑収入	22	-
営業外収益計	4,016	921
営業外費用		
為替差損	-	7
営業外費用計	-	7
経常損失 ( )	123,968	349,055
税引前当期純損失 ( )	123,968	349,055
法人税、住民税及び事業税	290	633
当期純損失 ( )	124,258	349,688

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	87,988	245,045	245,045	21,251	21,251	311,782
当期変動額						
新株の発行						-
減資						-
当期純利益				124,258	124,258	124,258
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	124,258	124,258	124,258
当期末残高	87,988	245,045	245,045	145,510	145,510	187,523

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	311,782
当期変動額			
新株の発行			-
減資			-
当期純利益			124,258
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	205	205	205
当期変動額合計	205	205	124,053
当期末残高	205	205	187,729

第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	87,988	245,045	245,045	145,510	145,510	187,523
当期変動額						
新株の発行	755,046	754,892	754,892			1,509,938
減資	753,035	753,035	753,035			-
当期純利益				349,688	349,688	349,688
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	2,011	1,507,927	1,507,927	349,688	349,688	1,160,250
当期末残高	90,000	1,752,973	1,752,973	495,198	495,198	1,347,774

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価換算差額等 合計	
当期首残高	205	205	187,729
当期変動額			
新株の発行			1,509,938
減資			-
当期純利益			349,688
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,802	1,802	1,802
当期変動額合計	1,802	1,802	1,158,448
当期末残高	1,596	1,596	1,346,177

## 注記事項

## （重要な会計方針）

第2期 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	第3期 (自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は先入先出法により算出しております。）を採用しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は先入先出法により算出しております。）を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 15年 器具・備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 1年 器具・備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
<p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## （未適用の会計基準等）

第2期 （自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）	第3期 （自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。	<p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成27年12月28日）</p> <p>（1）概要</p> <p>繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。</p> <p>（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い</p> <p>（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件</p> <p>（分類2）に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い</p> <p>（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い</p> <p>（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い</p> <p>（2）適用予定日</p> <p>平成29年3月期の期首より適用予定です。</p> <p>（3）当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用により財務諸表に与える影響はありません。</p>

## （会計上の見積りの変更）

第2期 （自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）	第3期 （自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。	<p>当社は、当事業年度において、翌事業年度に本社事務所を移転することを決定しました。これにより、移転後の使用見込みのない建物附属設備について、従来15年としてきた耐用年数を、移転予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が753千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

（貸借対照表関係）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1．発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500			201,500
A種優先株式(株)	75,125			75,125
合計(株)	276,625			276,625

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数			当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000	34,476		40,476
合計		6,000	34,476		40,476

（注）当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第2回新株予約権の発行による増加 14,000株  
第3回新株予約権の発行による増加 10,000株  
第4回新株予約権の発行による増加 692株  
第5回新株予約権の発行による増加 9,784株

3．配当に関する事項

該当事項はありません。



第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500			201,500
A種優先株式(株)	75,125			75,125
B種優先株式(株)		154,691		154,691
合計(株)	276,625	154,691		431,316

（変動事由の概要）

B種優先株式の発行による増資 154,691株

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	40,476	7,992		48,468	
合計		40,476	7,992		48,468	

（注）当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第6回新株予約権の発行による増加 3,992株

第7回新株予約権の発行による増加 4,000株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業を行っております。余剰資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い銀行預金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業及び投資助言・代理業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

## 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	125,184	125,184	
(2) 預け金	3,601	3,601	
(3) 立替金	138	138	
(4) 未収消費税等	4,195	4,195	
(5) 投資有価証券	16,282	16,282	
資産計	149,402	149,402	
負債			
(1) 預り金	1,192	1,192	
(2) 未払金	8,982	8,982	
負債計	10,174	10,174	

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預け金、(3) 立替金、及び(4) 未収消費税等

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場投資信託については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 預り金、及び(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
敷金	7,688
合計	7,688

市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	125,184	-	-	-
預け金	3,601	-	-	-
立替金	138	-	-	-
未収消費税等	4,195	-	-	-
合計	133,120	-	-	-

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

第3期(自平成27年8月1日 至平成28年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い銀行預金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っていません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
<b>資産</b>			
(1) 現金・預金	997,352	997,352	
(2) 預け金	69,975	69,975	
(3) 預託金	200,010	200,010	
(4) 立替金	25,499	25,499	
(5) 未収消費税等	23,667	23,667	
(6) 投資有価証券	14,390	14,390	
資産計	1,330,895	1,330,895	
<b>負債</b>			
(1) 預り金	101,296	101,296	
(2) 未払金	76,249	76,249	
負債計	177,545	177,545	

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金・預金、(2) 預け金、(3) 預託金、(4) 立替金、及び(5) 未収消費税等  
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券  
上場投資信託については、取引所の価格によっております。

### 負 債

(1) 預り金、及び(2) 未払金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
敷金	25,999
長期差入保証金	4,000
合計	29,999

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	997,352	-	-	-
預け金	69,975	-	-	-
預託金	200,010	-	-	-
立替金	25,499	-	-	-
未収消費税等	23,667	-	-	-
合計	1,316,504	-	-	-

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

(有価証券関係)

第2期(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	11,338	12,077	739
小計		11,338	12,077	739
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	4,630	4,204	426
小計		4,630	4,204	426
合計		15,969	16,282	312

2. 売却したその他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第3期(自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	2,070	2,151	81
小計		2,070	2,151	81
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	13,916	12,238	1,677
小計		13,916	12,238	1,677
合計		15,987	14,390	1,596

2. 売却したその他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 1名	当社従業員 2名	当社顧問 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式6,000株	普通株式14,000株	普通株式10,000株	普通株式692株
付与日	平成25年12月1日	平成26年8月26日	平成27年2月27日	平成27年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年12月2日 至 平成35年12月1日	自 平成28年8月27日 至 平成36年8月20日	自 平成29年2月28日 至 平成37年2月27日	自 平成29年4月1日 至 平成37年3月31日

	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式9,784株
付与日	平成27年7月29日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年7月30日 至 平成37年7月29日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	6,000	-	-	-
付与	-	14,000	10,000	692
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	6,000	14,000	10,000	692
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第5回ストック・オプション
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	9,784
失効	-
権利確定	-
未確定残	9,784
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	700	3,474	6,948	10,122
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10,122
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 平成26年3月25日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

## 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

## 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

## 5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

94,614千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。



第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 1名	当社従業員 2名	当社顧問 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式6,000株	普通株式14,000株	普通株式10,000株	普通株式692株
付与日	平成25年12月1日	平成26年8月26日	平成27年2月27日	平成27年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年12月2日 至 平成35年12月1日	自 平成28年8月27日 至 平成36年8月20日	自 平成29年2月28日 至 平成37年2月27日	自 平成29年4月1日 至 平成37年3月31日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社従業員 3名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式9,784株	普通株式3,992株	普通株式4,000株
付与日	平成27年7月29日	平成27年11月5日	平成28年3月10日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年7月30日 至 平成37年7月29日	自 平成27年11月5日 至 平成37年11月5日	自 平成28年3月10日 至 平成38年3月10日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	6,000	14,000	10,000	692
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	6,000	14,000	10,000	692
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	9,784	-	-
付与	-	3,992	4,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	9,784	3,992	4,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格（円）	700	3,474	6,948	10,122
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
権利行使価格（円）	10,122	10,122	10,122
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

## 3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

## 4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

170,514千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	107
繰延税金負債合計	107
繰延税金資産の純額	107

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.1%から平成27年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.3%となります。

この税率変更による影響はありません。

第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
税務上の開業費	90,259
税務上の開発費	16,364
其他有価証券評価差額金	536
その他	3,192
繰延税金資産小計	110,352
評価性引当額	110,352
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した34.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、33.6%となります。

この税率変更による影響はありません。

#### （セグメント情報等）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

##### セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

#### 関連情報

##### 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは投資運用業として単一であるため、記載しておりません。

##### 2 地域ごとの情報

###### （1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
あすかホールディングス株式会社	563
合計	563

(注) 1. 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

2. 上記のほか、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が1社ありますが、当該顧客の同意を得られていないため、開示しておりません。なお、当該顧客に対する営業収益の金額は、783千円であります。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

#### セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

#### 関連情報

##### 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは投資運用業として単一であるため、記載しておりません。

##### 2 地域ごとの情報

###### （1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
あすかホールディングス株式会社	1,118
合計	1,118

(注) 1. 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

2. 上記のほか、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が1社ありますが、当該顧客の同意を得られていないため、開示しておりません。なお、当該顧客に対する営業収益の金額は、1,657千円であります。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 関連当事者との取引

第2期(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

## ( 1 ) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

## ( 2 ) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)兼 役員が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	あすかホール ディングス株 式会社 (注2)	東京都 港区	3,750 千円	国内有価証 券の取得、 保有、売却	-	役員の 兼任 等	投資一任 契約 (注3)	563	-	-
							建物転貸 契約 (注4)	1,203	前受 収益	108

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社の主要株主兼役員である谷家衛が議決権の100%を直接保有しております。

3. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

4. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。

第3期(自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日)

## ( 1 ) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	UTECS3投資 事業有限責任 組合	東京都 文京区	8,744,400 千円	投資業	被所有 直接16.9%	役員の 兼任 増資の 引受 等	第三者割 当増資	149,997 (注1)	-	-

(注) 1. 当社が行った第三者割当増資を1株9,761円で引き受けたものであります。

## ( 2 ) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)兼 役員が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	あすかホール ディングス株 式会社 (注2)	東京都 港区	3,750 千円	国内有価証 券の取得、 保有、売却	-	役員の 兼任 等	投資一任 契約 (注3)	1,118	-	-
							建物転貸 契約 (注4)	802	前受 収益	108

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社の主要株主兼役員である谷家衛が議決権の100%を直接保有しております。

3. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

4. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。

（1株当たり情報）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1株当たり純資産額	0.00円
1株当たり当期純利益金額	449.20円

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注2）1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額（千円）	187,729
純資産の部から控除する金額（千円）	187,729
うちA種優先株式	187,729
うちB種優先株式	
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式数	201,500株

（注3）1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益（千円）	124,258
普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額（千円）	124,258
期中平均株式数	276,625株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類（新株予約権の数40,476個）。

（注4）当社の発行している優先配当株式は、普通株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定においては、普通株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。



第3期(自平成27年8月1日至平成28年3月31日)

1株当たり純資産額	0.00円
1株当たり当期純利益金額	1,084.65円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	1,346,177
純資産の部から控除する金額(千円)	1,346,177
うちA種優先株式	
うちB種優先株式	1,346,177
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式数	201,500株

(注3) 1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	349,688
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額(千円)	349,688
期中平均株式数	322,397株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数48,468個)。

(注4) 当社の発行している優先配当株式は、普通株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定においては、普通株式と同様に取り扱いしており、1株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

（重要な後発事象）

第2期（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成27年8月1日 至 平成28年3月31日）

〔新株の発行〕

当社は、平成28年8月4日開催の株主総会において、新株式の発行を決議し、平成28年8月5日に払込が完了いたしました。新株式の発行は次のとおりです。

1．募集の方法	第三者割当増資	
2．発行する新株の種類及び数	C種優先株式	12,237株
3．発行価額	1株につき18,548円	
4．資本組入額	1株につき9,274円	
5．発行価額の総額	226,971千円	
6．資本組入額の総額	113,485千円	
7．割当先	東京短資株式会社	5,391株
	株式会社ベネフィット・ワン	4,151株
	株式会社だいこう証券ビジネス	2,695株
8．払込期日	平成28年8月5日	
9．資金の使途	当社の運営する「THE0」のマーケティング及びシステム開発費用に充当しております。	

当社は、平成28年8月4日開催の株主総会において、新株式の発行を決議し、平成28年9月16日に払込が完了いたしました。新株式の発行は次のとおりです。

1．募集の方法	第三者割当増資	
2．発行する新株の種類及び数	C種優先株式	31,268株
3．発行価額	1株につき18,548円	
4．資本組入額	1株につき9,274円	
5．発行価額の総額	579,958千円	
6．資本組入額の総額	289,979千円	
7．割当先	株式会社丸井グループ	21,565株
	ひまわりG2号投資事業有限責任組合	5,391株
	静岡キャピタル6号投資事業有限責任組合	2,695株
	株式会社ふくおかテクノロジーパートナー	1,078株
	株式会社常陽銀行	539株
8．払込期日	平成28年9月16日	
9．資金の使途	当社の運営する「THE0」のマーケティング及びシステム開発費用に充当しております。	

当社は、平成28年11月9日開催の株主総会において、新株式の発行を決議し、平成28年11月15日に払込が完了いたしました。新株式の発行は次のとおりです。

1. 募集の方法	第三者割当増資	
2. 発行する新株の種類及び数	0種優先株式	15,308株
3. 発行価額	1株につき	18,548円
4. 資本組入額	1株につき	9,274円
5. 発行価額の総額		283,932千円
6. 資本組入額の総額		141,966千円
7. 割当先	山口キャピタル株式会社	5,391株
	日本交通株式会社	2,695株
	合同会社RSIファンド1号	2,695株
	株式会社東邦銀行	1,617株
	株式会社百五銀行	1,078株
	むさしの地域創生推進ファンド株式会社	1,078株
	京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合	539株
	株式会社バリュークリエイト	215株
8. 払込期日	平成28年11月15日	
9. 資金の使途	当社の運営する「THE0」のマーケティング及びシステム開発費用に充当しております。	

#### [子会社の設立]

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、下記のとおり、子会社を設立することを決議し、平成28年6月2日に設立しました。

##### 1. 子会社設立の理由

平成29年1月1日に確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の一部が施行され、対象者が拡大する個人型確定拠出年金の運用・管理業務に参入することで、THE0の業容拡大及び新たな顧客を獲得することを目的としております。

##### 2. 設立子会社の概要

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (1) 商号     | 株式会社MYDC          |
| (2) 所在地    | 東京都港区赤坂一丁目9番13号   |
| (3) 代表者    | 前川卓志              |
| (4) 主な事業内容 | 個人型確定拠出年金の運用・管理業務 |
| (5) 資本金    | 10,000千円          |
| (6) 設立年月日  | 平成28年6月2日         |
| (7) 出資比率   | 当社 100%           |

##### 3. 今後の見通し

平成28年10月27日に運用・管理業務の登録を完了しており、関係各社の準備が整い次第、平成29年1月より業務を開始する見込みであります。

## 〔子会社の増資〕

当該子会社は、平成28年7月14日開催の株主総会において、新株式の発行を決議し、平成28年7月22日に払込を完了いたしました。新株式の発行は次のとおりです。

1. 募集の方法	第三者割当増資	
2. 発行する新株の種類及び数	普通株式	900,000株
3. 発行価額	1株につき100円	
4. 資本組入額	1株につき50円	
5. 発行価額の総額	90,000千円	
6. 資本組入額の総額	45,000千円	
7. 割当先	当社	400,000株
	株式会社ベネフィット・ワン	500,000株
8. 払込期日	平成28年7月22日	
9. 資金の使途	運用・管理業務を開始するにあたり、システム開発費用に充当しております。	

当該子会社は、平成28年8月2日開催の株主総会において、新株式の発行を決議し、平成28年8月18日に払込を完了いたしました。新株式の発行は次のとおりです。

1. 募集の方法	第三者割当増資	
2. 発行する新株の種類及び数	普通株式	247,000株
3. 発行価額	1株につき100円	
4. 資本組入額	1株につき50円	
5. 発行価額の総額	24,700千円	
6. 資本組入額の総額	12,350千円	
7. 割当先	伊藤忠商事株式会社	247,000株
8. 払込期日	平成28年8月18日	
9. 資金の使途	運用・管理業務を開始するにあたり、システム開発費用に充当しております。	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 50,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

#### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月24日

株式会社お金のデザイン  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの平成27年8月1日から平成28年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年8月4日開催の株主総会及び平成28年11月9日開催の株主総会において、第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、全ての払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象に含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月24日

株式会社お金のデザイン  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの平成27年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象に含まれていません。